

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 10 回 総 会

平成 30 年 6 月 27 日 (水)

名護市農業委員会 第10回総会

開催日時 平成30年6月27日(水)午前10時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	野原 朝行	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠席者 無し

議事録署名人 9番 比嘉 晴 10番 金城 達文

書記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議案

- 第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第56号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 報告 農地法第5条許可申請及び事業計画変更承認申請取下げ願いについて
- 第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第59号 農用地利用集積計画の意見決定について
- 第60号 現況証明願いについて
- 第61号 非農地証明願いについて
- 第62号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第63号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 報告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は9番と10番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第 10 回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第 59 号農用地利用集積計画に関する意見決定についてと報告 農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

- 委員 はい。
- 議長（8 番） 議案第 59 号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料の 16 ページをご覧ください。平成 30 年 6 月 21 日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人 5 名。譲受人 3 名。設定筆数 12 筆、面積 30,469 m²。内 賃借権 9 筆、使用賃借権 3 筆となっています。詳細については、17 ページをご覧ください。
- 1 番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、10 年間の賃貸借権で、作物は牧草。
- 2 番と 3 番は、譲受人が 1 番と同じ方で、譲渡人が●の●さん、10 年間の賃貸借権で、作物は牧草です。稼動人員は 1 名。稼動日数は 250 日となっています。
- 4 番から 6 番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5 年間の使用賃借権で、作物はコーヒーとらっきょうです。
- 7 番から 9 番は、譲受人が 4 番から 6 番と同じ方で、譲渡人が●の●さん、9 ヶ月の賃貸借権で、作物はらっきょうです。稼動人員は 3 名。稼動日数は 250 日となっています。借受期間が 9 ヶ月と短いのは、今後取得予定としており、まずは来年の 3 月まで借り受けてらっきょうを作付けしてみるとのことです。
- 10 番から 12 番、譲渡人から●の●さんが直接借り受けていましたが、●さんの希望により、中間管理事業を活用するため、一旦譲受人を沖縄県農業振興公社とし、10 年間の賃貸借権を結ぶものです。
- 以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を充たしていると考えます。
- 議長（8 番） ただいま、事務局より説明がありました議案第 59 号について質疑はございませんか。
- 委員 作付けがらっきょうで、9 ヶ月の期間では収穫まではできない。本人はわかっているのではないかと。
- 事務局 推進委員の指導のもとに行っています。ここで作付けされたらっきょうは、収穫用ではなく、苗として活用できるので問題ないと考えています。
- 委員 きちんと指導をしながら、取り組んでください。
- 議長（8 番） ほかにございませんか。
- 委員 今回、あえて借り換えをして中間管理事業を活用されていますが、どのよう

なメリットがあるのですか。

事務局 市有地の貸付の場合、個人への貸付期間は、長くても5年と内規で定められていますが、公共機関の中間管理事業を活用する場合は、長期10年の貸付が可能となることから、長期の貸付を希望する借受者の強い要望により、同事業を活用しています。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第59号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。

議長（8番） 次は、報告となっておりますので、農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料21ページをご覧ください。これは、先ほど説明しました農用地利用集積計画の整理番号10番から12番で農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地で、その転貸先が決まりましたので、ご報告します。●● ●番地、●番地、●番地の3筆。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成30年7月2日から平成40年7月1日までの10年間となっております。報告は以上です。

議長（8番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことですので、農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。

議長（8番） 議案第55号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料1ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が10,118㎡。●の●さんから●の●さんへ。夫婦間の贈与で無償移転となっております。従事者2名。稼働日数200日。計画作物はマンゴーです。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が839㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっております。従事者2名。稼働日数200日。計画作物は野菜などです。

整理番号3番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。●番地以外は農振農用地内で、4筆合計面積が2,004.3㎡。●の●さんから●の●さんへ。親族間の譲渡で無償移転となっております。従事者は2名。稼働日数主180日、補助120日。計画作物はサトウキビです。

整理番号4番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で3筆合計面積が3,304㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための貸借となっております。従事者は1名。稼働日数200日。計画作物はサトウキビとパパイヤです。

整理番号5番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で2筆合計面積が4,408㎡。●の●さんから●の●さんへ。

整理番号6番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が992㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっています。従事者は2名。稼働日数 主200日、補助150日。計画作物はアレカヤシです。整理番号5番と6番の譲受人の●さんは同一の方となっています。

整理番号7番 ●●●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の6筆。●番地以外は農振農用地内で、6筆合計面積が8,035㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための無償移転となっています。従事者は3名。稼働日数 主120日、補助120日と60日。計画作物はサトウキビです。

整理番号8番 ●●●番地。農振農用地内で、面積が4,302㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための賃貸借権となっています。従事者1名。稼働日数200日。計画作物はサトウキビ、パパイヤです。

整理番号9番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で2筆合計面積が4,222㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための賃貸借となっています。従事者は3名。稼働日数 主250日、補助250日と30日。計画作物はサトウキビです。

整理番号10番 ●●●番地、●番地の2筆。農振農用地内で2筆合計面積が9,301㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための使用貸借となっています。従事者は3名。稼働日数 主150日、補助150日と50日。計画作物はコーヒーです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第55号について質疑はございませんか。
- 委員 計画作物が野菜等となっているが、品名を記入すべきではないか。
- 事務局 複数の野菜を栽培する計画としているため、野菜等と記載しています。
- 委員 野菜の場合は短期間で収穫できるものや、時期やタイミングなどもあり、特に品名まできちんと定める必要は無いと思う。野菜等で問題ないと思うが。
- 委員 野菜等で良いと思います。
- 議長（8番） ほかにございませんか。
- 委員 この2番は現在、遊休農地となっていないですか。
- 事務局 遊休農地となっていますが、このままではいけないとのことで、有償移転を行い、野菜等を作付けできるようにするものです。
- 議長（8番） ほかにございませんか。
- 委員 今回、譲渡人にアメリカ在住の方がおりましたが、手続きはどのように行ったのか。参考までにお聞きしたい。
- 事務局 外国では、サインによる文化であるため、サインをしてもらった書面を添付してもらい、本人の意思確認を行っています。領事館を通し、公証人がその

- サインの証明をしてもらっています。
- 議長（8番） ほかにございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第55号整理番号1番から10番については可決といたします。
- 議長（8番） 議案第56号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料6ページをご覧ください。
- 整理番号1番 ●● ●番地と資料7ページの整理番号2番 ●● ●番地、●番地については、関連していますので、一括して、議案書と別添資料①で説明をさせていただきます。
- まず、整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が485㎡。申請人●の●(株)。当初の計画では、保養所として平成26年に5条許可を受け、また、保養所の規模を縮小するために、平成28年に事業計画の変更許可を受けていました。今回、転用目的を宿泊施設等に変更するため、再度、事業計画の変更申請を行っているものです。
- 次に整理番号2番 ●● ●番地、●番地。農振農用地外で2筆合計面積が169㎡。●の●さんから●の●(株)へ。当初の計画では、位置指定道路として平成19年に5条許可を受けましたが、平成27年に資金調達が出来ずに断念。同年、事業継承者●(株)が道路として整備するため、事業計画の変更及び5条許可の申請中となっていました。今回、整理番号1番 ●● ●番地と整理番号2番 ●● ●番地、●番地において、宿泊施設等を建築するために、保留中となっていた5条許可申請及び事業計画変更申請を取り下げ、転用目的を変更するための事業計画変更申請及び、5条許可申請を再度行うものです。議案書に戻っていただきまして、事業計画の変更につきまして、整理番号1番と2番は、ただいま説明をさせていただいたとおりとなりますので、説明は割愛させていただきます。
- 整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が363㎡。●の●さんから●の●(株)へ。当初の計画では、農業用資材置き場として活用するために5条許可を受けていましたが、必要がなくなったため、事業継承者の●(株)が建売住宅用地として活用するため、事業計画の変更申請を行っているものです。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第56号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第56号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料8ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が244㎡。申請者●の●さん。位置指定道路とするための申請となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。
整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で、面積が131㎡。申請者●の●さん。礼拝堂建築のための申請となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。
- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第57号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第57号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第57号 整理番号1番と2番については可決といたします。
- 議長（8番） 報告 農地法第5条許可申請の取消し願いについて、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料9ページをご覧ください。●● ●番地、●番地、●番地の3筆。先ほど事業計画の変更申請において説明をしました取下げとなっておりますので、説明は割愛させていただきます。
- 議長（8番） ただいま事務局から報告がありました、何かご質疑等ございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
- 事務局 説明は資料10ページをご覧ください。
整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が543㎡。換地後の面積294㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅兼事務所建築のための所有権移転となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。
整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が17㎡。●の●さん外1名から●の●さんへ。住宅の庭を拡張するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が0.3ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。
整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が489㎡。●の●さんから●の●(株)へ。建売住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、上下水管が埋設されている4m以上の道路に接しており、500m以内に

公益施設が2つ以上ある第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が662㎡。●の●さんから●の●へ。資材置き場とするための賃貸借権となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が9.2ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号5番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,122㎡。●の●さんから●の●へ。駐車場及び資材ヤードとして活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が0.1ha。市街地に連担している10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が534㎡。譲渡人が●の●さん。譲受人が●の●さん。資材置き場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が534㎡。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号7番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が363㎡。●の●さんから●の●へ。建売住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、住宅施設や公共施設等が連担している第3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号8番 ●● ●番地、●番地2筆。農振農用地外で2筆合計面積が476㎡。●の●さんから●の●へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が543㎡。●の●さんから●の●へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超える3種農地で、原則許可となっています。

整理番号10番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が335㎡。●の●さんから●の●へ。倉庫及び駐車場として活用するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が0.3ha。市街地に連担している10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号11番 ●● ●番地、●番地2筆。農振農用地外で2筆合計面積が169㎡。●の●さんから●の●へ。宿泊施設を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が8.2ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号12番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が230㎡。●の●さんから●の●へ。個人住宅を建築するための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた3種農地で、原則許可となっています。

整理番号 13 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 259 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸し露天駐車場とするための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

整理番号 14 番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が 502 m²。●の●さんから●の●さんへ。貸し駐車場とするための所有権移転となっています。農地区分は、都市計画法上の用途地域が定められた 3 種農地で、原則許可となっています。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 58 号について質疑はございませんか。
委員 土地区画整理事業地内で、これまでも住宅の許可を受けているものはありますか。

事務局 登記簿上、農地となっているため、所有権移転を行うためには、5 条許可申請を行う必要がありますので、過去にも実績はあります。

議長（8 番） ほかにございませんか。
委員 土地区画整理事業は、どのくらいの期間行われ、仮換地でなくなるのか。
事務局 土地改良事業が終了し、解散するまでは仮換地のままとするため、今後も同様に 5 条許可申請により所有権の移転が行われるものです。

議長（8 番） ほかにございませんか。
委員 資材置場の中に、古民家解体後の廃材資材置場として有効活用するとの記載があるが、廃材による周辺農地への影響などが出た場合、農業委員会が許可したためだとならないのか。また、その対策はどうなるのか。

事務局 今回、廃材と記載をしましたが、古民家の資材として再利用するためのものなので、特に問題はないと考えています。また、申請を行う際には、周辺農地等へ被害がないように配慮し、問題があった場合はきちんと対処する旨を申請してもらっています。

委員 わかりました。廃材と書かれていたのが気になったので。

議長（8 番） ほかにございませんか。
委員 11 番の通路の一部（●● ●番地：原野）は、使用できるのか。
事務局 ●番地は、原野のため農地法による手続きは不要となりますが、申請の中でも同地を活用するとされており、問題ありません。

議長（8 番） ほかにございませんか。
委員 異議なし。
議長（8 番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 58 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 14 番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。
議長（8 番） 議案第 60 号 現況証明願いについてと、議案第 61 号 非農地証明願いについては、関連していますので一括して提案をしてもよろしいでしょうか。

- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 事務局、説明をお願いします。
- 事務局 資料 18 ページをご覧ください。
- ●番地。農振農用地外で、面積が 241 m²。所有者が●の●さん。現況証明の事由としましては、申請地は、復帰以前より鶏舎として利用されており、農地としては利用されていなかったとのことです。
- 次に非農地証明願いについて、資料 19 ページをご覧ください。
- 整理番号 1 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 87 m²。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、昭和 63 年 8 月頃から住宅の通路として使用されており、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。
- 整理番号 2 番 ● ●番地、●番地、●番地の 3 筆。農振農用地外で 3 筆合計面積が 1,676 m²。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、平成 3 年に所有者が倒れ、農業に従事することができなくなり、家族も農業に従事する者もおらず、20 年以上耕作されていない状態となっており、今後も農地としての利用は困難とのことです。
- 整理番号 3 番 ● ●番地、●番地の 2 筆。農振農用地外で 2 筆合計面積が 207 m²。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、30 年以上前から道路として使用されており、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。
- 整理番号 4 番 ● ●番地。農振農用地外で面積が 839 m²。所有者●の●さん。非農地の事由としましては、平成元年頃から農地としては利用されておらず、住宅の敷地の一部として活用されており、今後も農地として利用する見込みがないとのことです。
- 整理番号 5 番 ● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の 6 筆。農振農用地外で 6 筆合計面積が 6,030 m²。この案件につきましては、先月の総会にて保留となっていたものです。非農地の事由として昭和 60 年代初めごろから耕作をしていたが、平成に入る前後から畑として活用していないとのことでしたが、平成 20 年に 3 条許可にて取得していることは、矛盾をしてる。再度、申請者等へ非農地の事由等を確認した上で判断すべきだと思ふとの意見がありましたので、経緯について説明をします。
- 平成 20 年に 6 筆を取得し、近隣地も含め、一体的にみかん等の計画をしていたが、その時、すでに山林化しており、里道に廃タイヤが不法投棄されるなどして、侵入路の確保も困難となり、現在に至る。周囲も同様に山林化していることから、今回、非農地証明願いを申請したものです。
- 議長（8番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。
- 委員(11番) 現況証明願いの整理番号 1 番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、申し出のとおり鶏舎としての利用がされていた跡が現在も確認できることから非農地と判断します。

次に、非農地証明願いについて、写真付きの現地確認調査書をご覧ください。
6月22日に私（11番）と委員（4番）、事務局とで現地を確認しました。
整理番号1番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、現在は道路として活用されており、今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号2番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、進入路、傾斜地と農地利用には適さない土地であり、今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号3番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、現況は道路であり、今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号4番の状況としては、写真等で示したとおりです。調査員の意見としましては、土地の一部が住宅への進入路となっており、今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。

整理番号5番。先ほど事務局からもありましたように、この案件につきましては、先月の総会にて保留となっていたものです。非農地証明願いを出した経緯等を踏まえ、非農地証明相当とすべきかどうか、皆さんのご意見をお聞かせください。

議長（8番） 説明がありました議案第60号及び61号について一括して質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 説明のあった非農地証明願いの5番について、同所有者は、別にも3条許可を受けた農地を所有しており、遊休地化させているのではないかと。3条により農地を取得し、長期間放置すれば非農地証明で地目変更ができると誤った認識を持たれてはいけないので、所有している農地で遊休化しているものがあれば、それを解消した上で、非農地証明は出すべきではないかと。

事務局 同所有者の所有する農地を整理し、もし、遊休農地があった場合は、その解消をしていただいた上で、再度、総会の議案として提案させていただきます。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第60号 現況証明願いについての整理番号1番と議案第61号非農地証明願いについての整理番号1番から4番を可決とし、非農地証明の整理番号5番については、保留としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 第62号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び、第63号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

ては、関連していますので、一括して説明させていと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（8番）

事務局、説明をお願いします。

事務局

第 62 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明をします。1 ページは、平成 30 年 3 月 31 日現在の名護市農業委員会の状況となっていますので説明は割愛させていただきます。後ほど、お目通し願います。2 ページ、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化。

1 現状及び課題。現状（平成 30 年 3 月現在）は、管内の農地面積 1,460ha。これまでの集積面積 178ha。集積率 12.19%。課題は、認定農業者等の担い手の経営不安を解消するとともに、農地の面的集積促進など、効率的かつ安定的な農業経営を行うための中間管理事業の活用や既存制度の改革などが必要である。また、効率的に集積するためにも農地の出し手の意識改革も重要であり、関係機関等の連携による担い手への集積促進のための仕組みづくりが求められています。

2 平成 29 年度の目標及び実績。集積目標①228ha。集積実績②178ha。達成状況 $(②/① \times 100)$ 78%。

3 目標の達成に向けた活動。

活動計画は、利用状況調査結果及び人・農地プラン等を踏まえ、農業委員が仲介役となりながら、市農政担当部署や中間管理機構等と連携し、担い手への農用地の利用集積が図られるよう取り組む。

活動実績は、毎月、市農政担当、農業委員会、中間管理機構担当にて、農地の利用集積等についての情報交換を行い、その結果等を踏まえ、地区担当農業委員等と連携しながら、担い手への農用地の利用集積を促した。

4 目標及び活動に対する評価。

目標に対する評価は、関係機関等と連携を図りながら、目標は達成することができた。

活動に対する評価は、引き続き、農地中間管理事業の推進や農業委員の斡旋活動等により、農地の集積を図る。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。1 現状及び課題。

新規参入の状況は、平成 27 年度 20 経営体で、取得した面積 12ha。平成 28 年度 19 経営体で、取得した面積 8ha。平成 29 年度 9 経営体で、取得した面積 3ha。課題としては、基幹作物であるさとうきびや果樹等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していかなければならない。

2 平成 29 年度の目標及び実績。

参入目標①41 経営体。参入実績②9 経営体。達成状況 $(②/① \times 100)$ 22% 参入目標面積③20ha。参入実績面積④3ha。達成状況 $(④/③ \times 100)$ 15%

3 目標の達成に向けた活動。

活動計画は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくために、農業経営開始から5年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に努める。

活動実績は、毎月、市農政担当、農業委員会、中間管理機構担当にて、農地の利用集積等についての情報交換を行い、その結果等を踏まえ、地区担当農業委員等と連携しながら、担い手への農用地の利用集積を促した。

4 目標及び活動に対する評価。

目標に対する評価は、参入目標については、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における平成31年度までにおける目標数値であり、現状より少し高い目標となつてはいるが、そこを目指す。

活動に対する評価は、関係機関等における意見交換や情報共有など、これまでよりは、かなり円滑に行えるようになってきた。今後もさらに連携を強化していきたい。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価。

1 現状及び課題。現状（平成30年3月現在）は、管内の農地面積（A）1,729ha。遊休農地面積（B）269ha。割合（ $B/A \times 100$ ）15%。

課題は、遊休農地解消事業や農地中間管理事業などの制度を活用しながら、遊休農地の解消や幹旋などに取り組む必要があるため、関係機関等と連携を強化していかなければならない。

2 平成29年度の目標及び実績。

解消目標①10ha。解消実績② - 10ha。達成状況（ $②/① \times 100$ ） - 100%。

3 2の目標の達成に向けた活動。

活動実績としては、農地の利用状況調査を調査員20人。調査実施時期8月から10月。調査結果のとりまとめ時期10月から11月。

利用意向調査。調査時期11月から12月。調査結果とりまとめ時期12月から8月。農地法第32条第1項第1号 調査数：2,209筆。調査面積156ha。その他の活動として、関係機関等と連携を図りながら、地域農業、農地の各種情報や担い手等に関する情報などに精通している農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、農地の出し手や受け手との仲介役となった。

4 目標及び活動に対する評価。

目標に対する評価は、目標を大きく下回る結果となった。引き続き、全筆調査の精度向上に努め、その結果を受け、遊休地対策を図りながら、その解消に努める。

活動に対する評価は、農地の利用状況調査については、前年度から全筆調査を行っており、調査の精度向上に取り組んだ。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題。現状（平成30年3月現在）は、管内の農地面積（A）は、

1,460ha。違反転用面積（B）1.4ha。課題は、これまでの指導等に伴い、一部規模の縮小などの進展は見られるものの、移転先の確保などの問題もあり、違反転用の完全な解消とはなっていない。

2 平成 29 年度実績は、1.4ha。増減（B-①）無し。

3 活動計画・実績及び評価

活動計画は、周辺農地に及ぼす影響の大きい地域（重点地域）から順次、違反転用の実態調査等を実施する。実施に当たっては、地区担当農業委員をはじめ、地域の農業に精通した方や関係機関等の協力も仰ぎながら実施していく。

活動実績は、これまでの指導等に伴い、一部規模の縮小などの進展はみられるものの、移転先の確保などの問題もあり、違反転用の完全な解消とはなっていない。

活動に対する評価は、農地パトロールの実施や農家、農業委員及び農地利用最適化推進委員等からの情報提供により、事前に指導することで、違反転用を未然に防ぎ、また違反状態を改善することができた。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について

1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数 71 件、うち許可 71 件で、不許可 0 件。

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）は、1 年間の処理件数 154 件。

どちらも、総会議事録を作成し、ホームページに掲載して公表しています。

3 農地所有適格法人からの報告への対応

農地所有適格法人からの報告について

管内の農地所有適格法人数 41 法人。うち報告書提出農地所有適格法人数 2 法人。うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数 39 法人。うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数 13 法人。うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人 26 法人。

提出しなかった理由、報告義務は認識しているが、必要性を理解してもらえない。

対応方針としては、今後も提出するよう指導しながら理解を求める。

農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数 0 法人で無し。

4 情報の提供等

賃借料情報の調査・提供の実施状況は、調査対象賃貸借件数 128 件。情報の提供方法：市のホームページへ掲載するとともに、電話や窓口での問い合わせに対応している。

農地台帳の整備の実施状況は、整備対象農地面積 2,650ha。データ更新：農地の所有権移転、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づ

く利用権設定、農地利用状況調査、世帯状況調査などその他補足調査を踏まえ、更新している。公表：全国農地ナビ（農地情報公開システム）において農地台帳の公表事項を公表している。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務については、特になし。

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

- 1 総会等の議事録の公表は、HPに公表している。
- 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出無し。
- 3 活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表している。

続けまして、議案第 63 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明をさせていただきます。

1 ページ目は、議案第 62 号同様に、平成 30 年 3 月 31 日現在の名護市農業委員会の状況となっておりますのでこちらも説明は割愛させていただきます。後ほど、お目通し願います。2 ページ、Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化についての 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

2 平成 30 年度の目標及び活動計画

集積目標面積 214ha（うち新規集積面積 36ha）。目標設定の考え方：名護市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（平成 30 年 3 月）において目標が定められている。

活動計画は、利用状況調査結果及び人・農地プラン等を踏まえ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が仲介役となりながら、市農政担当部署や中間管理機構等と連携し、担い手への農用地の利用集積が図られるよう取り組む。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についての 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

2 平成 30 年度の目標及び活動計画

目標 24 経営体。参入目標面積 13ha。活動計画は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していくために、農業経営開始から 5 年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成、確保に努める。

Ⅳ 遊休農地に関する措置についての 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

2 平成 30 年度の目標及び活動計画は、遊休農地の解消目標面積 10ha。

目標設定の考え方：遊休農地解消事業や農地中間管理事業などの制度等を活用しながら遊休地解消の促進を図る。

農地の利用状況調査。調査員数（実数）は、農業委員と推進委員全員の 25 人。調査実施時期 8 月から 9 月。調査結果の取りまとめ時期 10 月から 11 月。調査方法としては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、

市農政担当部署と連携を図りながら、市内全域の農用地を調査する。
その他として、関係機関等と連携を図りながら、地域農業、農地の各種情報や担い手等に関する情報などに精通している農業委員及び農地利用最適化推進委員が中心となり、農地の出し手や受け手との仲介役となる。

V 違反転用への適正な対応についての1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

2 平成30年度の活動計画としては、周辺農地に及ぼす影響の大きい地域（重点地域）から順次、違反転用の実態調査等を実施する。実施に当たっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員をはじめ、地域の農業に精通した方や関係機関等の協力も仰ぎながら実施していく。説明は以上です。

議長（8番） ただいま説明がありました議案第62号及び63号について一括して質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

委員 違反転用されている農地については、どのように指導を行っていますか。
事務局 直接、地主の方へ指導しています。また、連絡が取れない場合などは、違反転用の看板を設置するなどして対応しています。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第62号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び、議案第63号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案のとおり可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長（8番） 事務局へひとつ、遊休農地の解消については、耕作放棄地解消事業などを実施して対応していますが、なかなか減らないのが現状です。このままでは、遊休農地を減らすことは難しいため、地区ごとに遊休農地の荒廃程度や地理的条件などをきちんとまとめ、農業委員と推進委員が重点的な対策が図れるようにしてもらいたい。

議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第10回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 比嘉 晴 印

署名委員 金城 達文 印